

第4回環境審議会 議事要旨

日 時： 平成29年7月24日（月） 14時～16時

場 所： 市役所第1庁舎委員会室

出席委員：

新保國弘会長、赤坂郁美副会長、金森有子委員、和田まつゑ委員、村越弘行委員、岡田啓治委員、栞原芳朗委員、中村悦子委員、和田登志子委員

参考意見人：特定非営利法人NPOさとやま 樫聡理事長

事務局（環境政策・放射能対策課）：

田中部長、染谷環境部次長兼環境政策・放射能対策課長、伊原環境政策・放射能対策課長補佐、遠藤環境政策係長、大竹主事
傍聴者：0名

議 題：

- （1）市の鳥について
- （2）生物多様性ながれやま戦略第二期（案）について
- （3）生物多様性ながれやま戦略第二期（答申書鑑文案）について
- （4）その他

資 料：

資料1：前回の審議会の指摘事項及びその対応

資料2：生物多様性ながれやま戦略第二期（案）

資料3：生物多様性ながれやま戦略第二期（答申書鑑文案）

発言者	要旨
(議題1) 市の鳥について	
事務局	<p>まず、流山市でのオオタカの保全活動に詳しい3名から説明をいただいた後、事務局から市の鳥の制定スケジュールについて説明する。その後、皆さんには市の鳥をオオタカに制定することについて審議していただきたい。</p> <p>本日説明いただくのは、新保会長、特定非営利法人NPOさとやま樫理事長、流山のオオタカを守る会の代表の紺野氏のご都合により出席できないことから、代理で同会に所属されている岡田委員の3名である。</p>
新保会長	<p>日本におけるオオタカの歴史は、古墳時代の鷹匠の埴輪が出土されたり、奈良時代の鷹狩りの記事が発見されたことから、日本が国家として成り立つ前から鷹匠、鷹狩りの文化があった。これら鷹匠や鷹狩りの歴史からわかるように、タカは人間生活に身近な存在であり続けたことが、現在流山市がオオタカを身近な存在として駅名等に取りあげる一因になったのではないかと考える。</p> <p>流山で密猟は平成6年にあった。全国的には栃木県で昭和46年に横行するなど、被害があり、本格的に首都圏で密猟対策を行い始めたのは昭和58年である。</p> <p>流山の都市開発は都市計画法が適用指定された昭和29年から始まるが、オオタカの生息できる自然環境に大きな変化が生じたのは平成17年のつくばエクスプレス開通に伴う広範囲な大規模宅地開発である。</p> <p>国における野鳥の行政が林野庁から環境省へ移管され、オオタカは昭和58年に特殊鳥類に指定された。</p> <p>日本野鳥の会は昭和9年に発足し、以降バードウォッチャーが増加したと考える。</p> <p>国の鳥、県の鳥、市の鳥については、国の鳥は日本鳥学会が昭和22年にキジを選定し、県の鳥は昭和38年に各県で県の鳥を選定し、千葉県はホオジロとなった。市の鳥はそれぞれ制定していたり、していなかったりである。</p>

<p>檜理事長</p>	<p>1992年に常磐新線の開通に向け、50haあった市野谷の森をすべて開発する計画ができたが、それに反対するために1993年に流山自然観察を実現させる会を発足した。</p> <p>1994年に反対の署名運動を行い、4,400人分の署名を県に提出した。1996年には、県が半分の約25haを残すと発表し、2000年には県立市野谷の森公園を作ると発表があり、この公園を利用して自然について学ぶ法人団体を作ろうと特定非営利法人NPOさとやまを2002年に発足した。以来、市内各所のオオタカの営巣状況について経過観察してきた。</p> <p>オオタカを市の鳥に制定することには流山市の生物多様性啓発・保全の面から賛成するが、懸念事項もある。オオタカは繁殖期に人間が巣に近づいたりすると、警戒し、巣を放棄してしまう可能性が高い。市の鳥に制定されて有名になることによって、興味をもった市民が悪意はないにしても写真撮影を行うために巣に近づいたりする可能性が高くなることが心配だ。制定にあたっては、やってはいけないこと等を周知する必要もある。</p> <p>市にはオオタカ保護の予算をとることや、市内のオオタカの生息が確認されている場所の近辺でのドローン飛行を規制するなど、将来的にはオオタカの保護条例のようなものも視野にいられてもらいたい。</p>
<p>岡田委員</p>	<p>当会はオオタカを市の鳥に制定することに賛成である。</p> <p>猛禽類は様々な種類がいるが、オオタカは昔から里山に生息する鳥類で、開発の影響を大きく受けることから、オオタカの存在が生態系の健全性を示す象徴種だと考える。国が「猛禽類保護の進め方」を発表するなどし、オオタカの調査が進み、中には工事期間を繁殖期からずらすなどの対応がされることもあった。</p> <p>先ほど檜理事長から話が合ったように、ドローンもオオタカに影響を与えるが、鷹匠等もオオタカの繁殖に影響を与える。以前繁殖期に繁殖場所の近辺で鷹匠のイベントを</p>

	<p>行うといった話があり、慌てて中止するようお願いしたこともあった。このようにオオタカに関する知識が市民に根付いていないため、悪意なくオオタカに悪影響を及ぼす可能性も十分にある。</p> <p>市には今後、市の鳥制定だけにとどまらず、市としてのオオタカ保護の姿勢を見せてもらいたい。オオタカの存在を知れば、一目見ようと繁殖場所に近づく人もいるだろう。立ち入り禁止の看板を付けても、入る人間は侵入する。オオタカの繁殖に影響を与えないような施策を考案してもらいたい。</p> <p>また、営巣場所だけでなく今後は狩場の保全も必要になってくるだろう。更に、他の猛禽類も現在森が減ってきていることから住宅難である。将来的には様々な猛禽類について保全を検討してもらいたい。</p>
新保会長	事務局から、今後の市の鳥の制定スケジュールを説明してもらいたい。
事務局	<p>現在、2団体から保全の要望があったが、保全策については今後団体の方々と話し合い、対応が可能かどうか含め検討していきたい。</p> <p>制定スケジュールは、9月1日から2～3週間かけてインターネットや出張所、公民館等でオオタカを市の鳥に制定することについて、どう思うか市民アンケートを実施する予定である。その後、当審議会のご意見と、市民アンケートの結果から庁内調整及び議会説明を行う。12月にパブリックコメントを行った後、パブリックコメント結果を庁内報告、議会報告し、3月に決定する。</p>
新保会長	ただ今団体及び事務局から説明のあったことについて、ご意見等あるか。
和田（登） 委員	市民にわかりやすい情報提供をしてもらいたい。今の話では、写真撮影が懸念事項だと感じた。市の鳥制定時には、市民にオオタカの写真配布して写真を撮りに行きたいという衝動を除くと共に、写真の裏面にオオタカに係る注

	<p>意事項について掲載するなど工夫すると良い。その他、有料で注意事項等を掲載したオオタカのハガキを販売して使ってもらい、流山市の鳥オオタカについて広く知ってもらうなどの方法もある。</p> <p>また、市民にとって快適だと感じる公園と動植物保全の為の公園は異なるということを市民に示し、理解してもらうべき。</p>
栞原委員	議会にはいつ示すのか。
事務局	パブリックコメントを行う前に議会には説明する。
栞原委員	オオタカを復活させるにはどのようにすればいいのか。
岡田委員	現在環境が悪く、市内の数か所で営巣を行っているがそのほとんどが狭い森で営巣している。今後減る可能性はあっても、増える可能性はゼロと行ってよいだろう。
新保会長	市野谷の森は将来、都市林という種別の県立公園となり、オオタカのための立ち入り制限ゾーンが組まれる。開園前から、この立ち位置を理解してもらうすべはないか。
金森委員	市の鳥制定は良いことだと安易に考えていたが、オオタカがいなくなってしまう可能性を考えて、公開方法には気を付けなければならない。アンケートを取るだけでも、どこにオオタカがいるとか、知られてしまうのではないか。
和田（登）委員	アンケートでオオタカの存在を知った人達から、夜間にもどのように守る手だてがあるのか心配。
檜理事長	9月には繁殖を行わないので密猟の心配はない。成鳥はほとんど密猟できないだろう。
和田（登）委員	次の繁殖期までに何か対策をたてられるのか。
岡田委員	営巣木から一定のエリアに入れないような方策を考えなければならない。
事務局	アンケートには、どこにオオタカが営巣している、といった情報を掲載する予定はない。あくまで、オオタカが住める環境を流山市に残していきたいという思いで制定する。

新保委員	アンケートには、オオタカの営巣場所まで書く必要はないと思う。市全体にオオタカをはじめとする多様な生物が住める環境を保全していくという考え方ではないか。
事務局	スケジュール的に、市の鳥を制定した後に、オオタカに対する保全策を検討するという順番にならざるを得ないが良いか。
檜委員	オオタカの繁殖期が少し心配である。
岡田委員	今すぐ対応は現実的にできない。少しずつ取り組んでいただきたい。
和田（登）委員	繁殖期に入る前に規制をするなど対策を取るべきではないのか？
事務局	団体と協議を行うが、すぐに保全策を取れるわけではないと理解してほしい。
新保会長	「オオタカが住める環境を残す」という生物多様性ながれやま戦略の基本理念で市の鳥の制定を行うと事務局はいつている。オオタカの保護が主目的ではない。 他に意見がないようであれば、オオタカを市の鳥に制定することについて、賛成ということによろしいか。
	（異議なしの声）
（議題２）生物多様性ながれやま戦略第二期（案）について	
事務局	～前回の審議会の指摘事項に対する対応を説明～
和田（登）委員	重点プロジェクト内で実施場所を、拠点番号のみの記載だとわかりづらいのではないか。
事務局	前回指摘があったので、拠点名掲載を試みたが、中には長い拠点名もあり逆にわかりづらくなったため、番号のみの記載とした。
栞原委員	初期段階の評価と課題にある、緑地 226ha 増加することについて、内訳目標とかは設けないのか。
事務局	初期段階の評価と課題は、あくまで50年間戦略（第一期）における課題とその評価である。本戦略の目標は重点プロジェクトで示している。
栞原委員	環境部で行う緑の取組みは500本の植樹がすべてにな

	るのか。
事務局	確かに、様々な課で直接的でなくとも、結果的に緑の増加に係る事業を行っている。しかし、どこまでを掲載するか の線引きは難しい。そのことから、緑地の取組みは緑の基本計画で行い、生物多様性の取組を当戦略で行う。
栗原委員	民有地の緑の保全は他の課が行うことだから、戦略に記載できないということか。
事務局	推進体制に記載してあるように、庁内での連絡・調整を行っていき たい。
和田（登）委員	戦略の見直しに書いてある見直し期間は概ね10年とあるが、この戦略の内容は5年間のことを示しているとあり、わかりづ らい。
事務局	記載方法を見直しする。
新保会長	基本方針Bの重点プロジェクトに、モニタリング調査地の拡大を記載した方が 良いのではないか。
事務局	後程、会長と記載方法について調整する。
新保会長	また、生物多様性ながれやま戦略の基本事項のところ で、国の戦略は2012年に改訂したものについて掲載しているのに対し、流山市の戦略が2010年のものを掲載していると矛盾するのではないか。
事務局	掲載方法を検討する。
（議題3）生物多様性ながれやま戦略第二期（答申書鑑文案）について	
事務局	～答申書鑑文案及び答申日程の説明～
新保会長	ただ今事務局から説明のあった内容にご意見等あるか。なければ、この内容を答申書鑑文としてよいか。
	～異議なしの声～
～平成29年度第5回環境審議会は9月26日（火）とした～	